

平成 22 年第 1 回定例
夕張市議会会議録
平成 22 年 3 月 19 日(金曜日)
午前 10 時 30 分開議

◎議事日程

- 第 1 議案第 1 号 平成22年度夕張市一般会計
予算
議案第 2 号 平成22年度夕張市国民健康
保険事業会計予算
議案第 3 号 平成22年度夕張市市場事業
会計予算
議案第 4 号 平成22年度夕張市老人保健
医療事業会計予算
議案第 5 号 平成22年度夕張市公共下水
道事業会計予算
議案第 6 号 平成22年度夕張市介護保険
事業会計予算
議案第 7 号 平成22年度夕張市診療所事
業会計予算
議案第 8 号 平成22年度夕張市後期高齢
者医療事業会計予算
議案第 9 号 平成22年度夕張市水道事業
会計予算
議案第 19 号 夕張市議会の議員の議員報
酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
について
議案第 20 号 夕張市職員給与条例の一部
改正について
議案第 21 号 夕張市職員旅費条例の一部
改正について
議案第 22 号 退職手当支給条例の一部改
正について
議案第 23 号 夕張市企業職員の給与の種
類及び基準に関する条例の一部改正につ
いて
議案第 24 号 夕張市奨学資金貸付条例の
一部改正についての提案説明並びに市政執

行方針、教育行政執行方針に対する大綱質
問並びに委員会付託

- 第 2 議案第 16 号 夕張市職員の勤務時間及び
休暇等に関する条例の一部改正について
議案第 17 号 夕張市職員の育児休業等
に関する条例の一部改正について
議案第 18 号 職員団体のための行為の制
限の特例に関する条例の一部改正について
第 3 議案第 25 号 夕張市医療費給付に関する
条例の一部改正について
第 4 議案第 26 号 夕張市消防長の任命資格を
定める条例の制定について
第 5 議案第 28 号 空知教育センター組合規約
の変更について
第 6 議案第 29 号 指定管理者の指定について
第 7 報告第 2 号 例月現金出納検査の結果に
ついて
報告第 3 号 例月現金出納検査の結果に
ついて
報告第 4 号 例月現金出納検査の結果に
ついて

◎出席議員 (9 名)

高 間 澄 子 君
伝 里 雅 之 君
島 田 達 彦 君
角 田 浩 晃 君
山 本 勝 昭 君
正 木 邦 明 君
高 橋 一 太 君
新 山 純 一 君
加 藤 喜 和 君

◎欠席議員 (なし)

午前 10 時 30 分 開議

●議長 山本勝昭君 ただいまから平成 22 年第 1
回定例夕張市議会第 3 日目の会議を開きます。

●議長 山本勝昭君 本日の出席議員は9名、全員であります。

●議長 山本勝昭君 本日の会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により

新山議員

加藤議員

を指名いたします。

●議長 山本勝昭君 日程に入ります前に事務局長から諸般の報告をいたします。

●事務局長 竹下明洋君 報告いたします。

参与並びに書記の職氏名についてであります、お手元に配付してありますプリントのとおりであります。

以上で報告を終わります。

「別紙」

市長 藤 倉 肇 君

教育委員会委員長

小林 尚 文 君

選挙管理委員会委員長

板 谷 努 君

農業委員会会長

山 田 昇 君

監査委員 松 倉 紀 昭 君

◎市長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

副市長 羽 柴 和 寛 君

理事 関 下 祐 二 君

地域再生推進室長

石 原 秀 二 君

地域再生推進室総括主幹

芝 木 誠 二 君

地域再生推進室主幹兼総務課主幹

河 内 能 宏 君

地域再生推進室主幹

中 港 康 裕 君

地域再生推進室主幹

高 野 瑞 洋 君

総務課長 寺 江 和 俊 君

総務課総括主幹 三 浦 護 君

総務課主幹 佐 藤 喜 樹 君

総務課主幹 近 野 正 樹 君

建設課総括主幹 小 林 正 典 君

建設課主幹 朝 日 敏 光 君

建設課主幹 熊 谷 修 君

建設課主幹 佐 藤 学 君

建設課主幹 成 田 裕 幸 君

建設課主幹 服 部 勝 雄 君

建設課主幹 谷 川 浩 君

市民課長 天 野 隆 明 君

市民課総括主幹 木 村 卓 也 君

市民課主幹 小 松 政 博 君

南支所長 上 木 和 正 君

市民課主幹 千 葉 葉 津 乃 君

福祉課長兼福祉事務所長

池 下 充 君

福祉課総括主幹 吉 崎 仁 司 君

福祉課主幹 濱 中 昌 一 君

出納室長 熊 谷 禎 子 君

消防長兼消防次長

鷲 見 英 夫 君

消防署長 増 井 佳 紀 君

消防本部管理課長

田 中 義 信 君

◎教育委員会委員長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

教育委員 千 葉 明 正 君

教育長 小 林 信 男 君

教育課長 秋 葉 政 博 君

教育課総括主幹 池 田 伸 君

教育課主幹 古 村 賢 一 君

教育課主幹 松 本 邦 由 君

◎選挙管理委員会委員長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長 及 川 憲 仁 君

◎農業委員会会長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長 朝 日 敏 光 君

◎監査委員の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長 及 川 憲 仁 君

◎本議会の書記の職・氏名

事務局長 竹 下 明 洋 君

主査 大 島 琢 美 君

主査 辻 一 郎 君

●議長 山本勝昭君 本日の日程は、お手元に配付しているプリントのとおりであります。

それでは、直ちに日程に従って会議を進行いたします。

●議長 山本勝昭君 日程第 1、議案第 1 号ないし議案第 9 号、議案第 19 号ないし議案第 24 号、以上 15 議案一括議題といたします。

これより昨日に引き続き大綱質問を行います。

本日の質問者は島田議員、角田議員、加藤議員であります。

それでは、島田議員の質問を許します。

島田議員。

●島田達彦君 通告に従い、大綱質問を行います。

市民生活を支える基盤となる公共施設についてご質問いたします。

市民生活を支える基盤となる集会施設をはじめとする公共施設についてであります。これらのほとんどの施設が老朽化しており、このような状況において 20 年度、21 年度に交付された地域活性化経済危機対策臨時交付金などの国の補正予算を活用し、一部前倒しで市民に直接関わりのある生活館や浴場など屋根や壁など大規模改修したことは施設を利用する地域住民にとって安心安全の確保が図られたものと考えます。

また、財政再生計画では市が所有する生活館等の維持管理において消防法や浄化槽法などの法に基づ

く保守・点検や検査費用についても市が実施することとなり、生活館等の経費的負担が軽減されたことは各指定管理者にとって運営上での影響は非常に大きいものがあると考えております。

現状においては一部前倒しにより改修すべき公共施設は実施しましたが、今後の施設の維持、補修について市長は市政執行方針で市民生活を支える基盤となる公共施設について今後は財政再生計画に計上した施設の維持、修繕等の基本方針を踏まえ、適切に実施するとありますが、今後、生活関連施設の改修、市道や橋りょう、また行政財産の修繕が発生すると思われませんが、財政再生計画において基本的方針と適切に実施する方法について市長のお考えをお尋ねします。

よろしく願いいたします。

●議長 山本勝昭君 市長。

●市長 藤倉肇君 島田議員のご質問にお答えをいたします。

まず、公共施設の維持管理と修繕計画に関わるご質問でございますが、市民生活を支える基盤となる公共施設については大きく分けて集会施設のほか、生活環境関連、市道及び橋りょう関連、行政財産などがあります。これらの施設については老朽化が著しいことから、各施設担当課において今後における各施設の改修計画を策定していたところでありますが、平成 20 年度及び平成 21 年度において国の補正予算を活用し、一部前倒しにより市民生活の基盤となる多くの公共施設の改修を実施してきたところであります。

今後の公共施設の改修等の基本方針であります。生活館などの集会施設においては建物の構造に関わるような指定管理者の負担に耐えない維持補修については、協定書に基づき指定管理者と協議し実施してまいります。

また、共同浴場や葬斎苑などの生活環境関連施設については計画的な維持補修を行ってまいります。

その他の公共施設においては、施設の長寿命化計画に基づいて維持管理を実施してまいります。

また、本庁舎や文化スポーツセンターなどの行政財産の修繕につきましては、北海道の調査に基づき緊急度の高い施設から実施してまいります。

これらの公共施設の維持修繕については財政再生計画において所要経費を計上しておりませんが、今後、実施に伴う財源の確保を図りながら計画変更で対応し、公共施設の管理を適切に実施していきたいと考えているところでございます。

●議長 山本勝昭君 島田議員、再質問ございますか。

はい、島田議員。

●島田達彦君 再質問というより要望となると思います。

財政再生計画において本当に限りある予算の中で、再生計画の変更により施設の維持修繕を実施されるのは財源の確保など財政運営上非常に厳しいものがあると思いますが、市民の安全安心の確保と住みよい夕張を維持するためにもぜひ公共施設の適切な管理をお願いしたいと思います。

●議長 山本勝昭君 要望でよろしいですね。

次の質問をお願いいたします。

●島田達彦君 続きまして、公有財産の有効活用についてご質問いたします。

市の財政破綻に伴い、人口の減少、少子化などにより各種施設の休廃止、また小中学校の統廃合が進んでおり、本年 4 月には中学校 2 校、来年には小学校 5 校が閉校の予定であり、各地域の中心的場所に立地しているなど今後の再利用が重要な課題と考えております。

公共施設は市民の財産であるのはもちろんのこと、市民の理解を得るためにも市内はもとより全国に向けて情報を発信し、広く活用策やアイデア、意見など情報を収集することが必要と考えております。

物件には補助金や資産評価、底地が国有地など様々な課題もありますが、これらすべての課題をクリアしてからではなく、全国からいただいた情報、活用策があれば課題整理も早く進むと考えております。

今後、公有財産の有効活用についてどのように取り組んでいくのか、市長のお考えをお聞かせください。

●議長 山本勝昭君 市長。

●市長 藤倉肇君 それでは次に、公有財産の有効活用についてのご質問に対しましてお答えをいたします。

夕張市は多くの市有財産を保有しておりますが、特に財政破綻以降、財産の有効活用と自主財源の確保を図る観点から、引き合いのある物件について可能なものは積極的に売却を推進してきたところであります。

しかし、老朽化が進み活用の困難な施設や建物の規模、維持管理経費の問題から活用されないままとなっている施設も多く存在しているのが現状であります。また、ご指摘のありましたとおり今後は学校の統廃合により今年度末をもって中学校が 2 校、平成 22 年度末をもって小学校が 5 校の校舎が新たに用途廃止となる予定であります。

これらの市有財産の今後の活用に関する基本的な考え方についてであります。それぞれの地域にある施設の保全及び有効活用を図っていくことは、今後のまちづくりを進めていく上でも大きな課題のひとつであると認識をしているところであります。

ただし、施設によって規模、立地条件、都市計画区域による規制、土地所有関係の問題等の条件が異なるため一律に同様の取り扱いをすることは困難であります。今後施設の有効活用を推進していくためには利用可能な物件について市広報やインターネット等による情報提供を積極的に行うとともに、市民の方々をはじめ、広く活用に関するご提案やご要望などを募っていくことが必要であると考えております。

廃止施設の再利用の検討に当たっては、どういった方がどのような目的でどの施設を活用いただくのか、内容を把握することが最も大切あります。

特に、今後用途廃止となる学校施設は、各地域における長い歴史の中で中核的な役割を果たしてきたも

のであることから、まずは地元地域の利活用の要望があれば、これを優先してまいりたいと考えておりますが、市外から活用の意思表示があった施設のうち、実現の可能性の高いものについては売却など、その方法については具体的に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

●議長 山本勝昭君 再質問ございますか。

島田議員。

●島田達彦君 やはり、学校かなり大きいものがあります。本市としまして利用するというのはなかなか難しいものがあると思います。

情報収集というのが大切だと思うんです。いろいろ条件ございます、逐一市長申しましたとおり。

それをクリアしてから出してたんでは物件物件異なるわけですし、また、その活用方法があれば国有地の農林水産省でも交渉しやすいでしょうし、引き合いがあれば査定もできていく。こういう情報発信を積極的にお願ひしたいと思います。

また、活用できるものは地元優先というお考えもされておりますようですので、市民の貴重な財産であります。市民が使えるものは市民が使う、そういった方向でフローチャートなどの見直しなどもお願ひしたいと思っております。

また、今日の報道で公示地価の記事が載っていましたが、管内の最高値で岩見沢の 51,300 円、夕張では平均 5,200 円と記事が載っておりました。

今現在、土地を売って収入を増やす時代でないと思っております。どう利用するかが課題と思っております。

そういったことを踏まえ、情報発信、市長もまた東京夕張会、札幌夕張会に出向くと思っておりますが、かつて 12 万人を超えた夕張市民が存在する中、積極的にこういった部分の情報も発信していただきたいと思っております。

●議長 山本勝昭君 要望ですか。市長のお答えありますか。市長、何かありましたらお答え。

市長。

●市長 藤倉肇君 ただいまの島田議員のお言葉のように、夕張には土地がたくさんというか利用可能な土地がたくさんあります。しかも今言いました学校の空き家までもろもろの夕張の資産があります。この資産を持ち続けるだけじゃなくて、ただいまお話ありましたように有効活用するためには夕張の持てるものを情報発信して夕張以外の、夕張市の方、また以外の方々からも、それらを活用する意味でのいろんな情報ももらいたい。そういうことが企業の誘致になったり、夕張の活性化につながっていくと、このように私も思っている次第でございます。

ありがとうございました。

●議長 山本勝昭君 はい、島田議員。

●島田達彦君 すいません、1 点聞いておきたかったんですが、インターネットに掲載すると考えている予定でございますが、時期的なものなんかはおおむね考えられているのでしょうか。その辺お願ひいたします。

●議長 山本勝昭君 これは担当課の方がよろしいですかね。

統括主幹。

●総務課統括主幹 三浦 護君 ご指摘のありました件ですけれども、まず市民向けに市広報を活用して周知することは 5 月の段階でもできるのかなというふうに今、考えておりますし、それから市のホームページの掲載を検討したいと思うんですが、写真を撮ったり、そういった準備段階を少しいただいた上でできるだけ早い時期に載せていきたいというふうに考えております。

●議長 山本勝昭君 再質問ございますか。

はい、島田議員。

●島田達彦君 残すところあと 1 年で小学校が閉校となる予定でありますので、なるべく早い段階での実施をよろしくお願ひいたします。

●議長 山本勝昭君 要望ですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

あとはよろしいですか。

それじゃ、再質問がないようでございますから、

以上で島田議員の質問を終わります。

次に、角田議員の質問を許します。

角田議員。

●角田浩晃君　それでは、よろしくお願ひいたします。

通告に従い、地域再生と経済活性化の取り組みについて大綱質問をいたします。昨日の高橋議員、正木議員が同種の質問をされておりますが、ご答弁よろしくお願ひいたします。

市長は、平成 22 年度市政執行方針において市民生活の安全安心と地域の再生の両立により、財政再生計画を着実に進めていく方針を打ち出されました。

さらに、計画期間においては国、道の理解のもと、本来の自治体の姿に戻るため計画期間の短縮を図っていかなければならないと表明しております。

財政再生計画をまとめるに当たって、国、道の協力、支援により交付税の増額や金利の軽減が図られ、最終的に再生期間を 17 年と定め、22 年度からスタートすることとなりました。

私は、再生計画を実行するに当たりもっとも心配していることは急速な人口減少であり、特に 30 代から 50 代の年齢の流出が激しいこと。地域経済を担う労働世代であり、お年寄りや子どもを守り、さらに支えていく世代でもあります。この社会における中心的役割の世代の流出は、市長の言われる市民生活の安全安心のまちづくりの根幹を揺るがすものと思われまふ。地域再生の要を失うことでもあると考えまふ。

私は、地域経済の活性化なくして地域の再生はないものという立場で、3 点にわたり質問させていただきます。

1 点目に、地場産業の振興についてお伺ひいたします。

このたびの財政再生計画においては、財政の再生を計画的に進めるものとしてスタートするものであり、地域再生を目的とした計画でないことから、市長においてもいろいろな課題を感じておられることと思っております。

これまで、本市では炭鉱なきあと農業と観光を柱に、工業団地における進出企業、商業団体が中心となって雇用の場を担ってまいりました。昨日、高橋議員への答弁にもありましたように、観光客が前年より 57 パーセント増になったという明るい部分も見えてまいりました。この観光部門において財政破綻以後、行政が観光に関わることをタブー視する動きもあつたように思っております。

しかし、観光はこのまちの再生において重要な役割を果たしていくものであり、観光に関わる各企業の連携強化は行政、商工会議所を中心に力を入れて取り組むべきと考えております。しかし、市内全体から見ると世界的不況、本市における人口の減少、高齢化に伴う消費の低迷、多くの企業は大変厳しい状況が続いております。

そこで、本市として地場産業の振興についてどのような取り組みを考えているのかお伺ひいたします。

2 点目に、国、道の産業振興支援制度等の有効活用についてお伺ひいたします。

事業を継続するに当たり、国や道の産業振興支援制度を活用し、生産基盤の整備や生活環境整備等の事業を行う場合、事業補助や資金の借入れの際の金利負担制度があります。

しかし、これら支援制度の多くに国、道、市の三者が一定割合を負担しなければ制度として活用することができないというしぼりがついております。財政破綻以後、本市が一定割合の負担ができないことから、事業者はこれらの制度を活用することができない状況にあります。

本市は、事業者の経営安定、産業振興において速やかにこれらの制度を活用できるよう国、道への理解を取り付ける必要があると考えまふが、考えをお伺ひいたします。

3 点目に、今後進める誘致活動についてお伺ひいたします。

財政再生計画を確実に遂行するに当たり、企業誘致活動は必要不可欠です。昨年は観光関連企業の進出が相次ぎ、また製菓会社の進出と、本市にとって

明るい話題となりました。市長をはじめ、国、道、地元農協など、多方面からの支援の結果として誘致に至ったことは市民も周知のところであります。

本市における労働人口を増やす取り組みは、自治体として確かな自立を図る上で絶対必要な条件であると考えます。あらゆる産業誘致について検討し、本市として積極的な姿勢で内外にアピールする必要があると考えております。

今後の誘致活動方針について伺いいたします。

ご答弁よろしくお願ひいたします。

●議長 山本勝昭君 市長。

●市長 藤倉肇君 角田議員のご質問にお答えをいたします。

地場産業振興についての取り組みについてであります。昨日、高橋議員にもご答弁いたしましたとおり、夕張観光が非常に良好な状況であることや企業誘致にも一定の成果が挙げていることを踏まえて、こうした流れを確実に持続的なものとするよう引き続き積極的な取り組みを行ってまいりたいと考えております。

特に、観光や地域再生への取り組みとして、夕張が持っている地域資源、即ち地域の魅力の発掘やこれに磨きをかけるようなことに力を注いでまいりたいと考えております。

具体的には自然、気候、歴史や風土というものをもう一度見直すことにより、箱物や一過性のイベントに頼らない持続可能な地域再生への取り組みを進めるとともに、夕張という大きな地域ブランド力を持つ名前を最大限に発揮できるよう、関係者とともに考えてまいりたいと考えております。

続いて、国や道の産業振興支援制度等の有効活用についてであります。国や道からの様々な支援体制について、その補助スキームにおいて本市が市町村負担分の支出ができないことにより、補助事業の実施が困難であることについては大きな課題であると考えております。

市としては現在、財政の再建と地域の再生に資する国等の制度改正、規制の緩和、市の財政負担軽減

に資する措置について取りまとめを行っており、これをもとに国に対して働きかけを行ってまいりたいと考えているところであります。

最後に、今後進める誘致活動についてであります。私はこの夕張の地域振興及び将来の発展について、短期的には好調な観光入り込みを着実かつ持続的なものにすることが大切であると考えております。そのため、来年オープンする予定の道の駅の整備のほか、夕張市観光案内センターの委託業務を継続して行うことを新年度に取り組むことにしていると同時に、関係機関の協力のもとで東京など首都圏での夕張PRを積極的に図ることが重要と考えております。

また、長期的には企業誘致の取り組みをはじめ、地域エネルギーの開発や地場事業者の新たな起業に関する支援を行ってまいりたいと考えております。

今、市内には学校の空き校舎や遊休施設、市有地などが点在しており、これらを活かして福祉事業分野での活用や将来夕張の特産品となるような事業の芽を育てることに取り組んでまいります。

こうした様々な地域資源の活用を中心に据えた再生の取り組みを進めていくことが、夕張の地域再生と経済活性化につながっていくものと考えております。

以上でございます。

●議長 山本勝昭君 再質問ございますか。
角田議員。

●角田浩晃君 答弁ありがとうございました。

それでは、順を追って再質問をさせていただきたいと思ひます。

まず、1 点目の地場産業の振興についてであります。現在、夕張に進出された工業団地における企業並びに地元の建設業をはじめとする商・工団体も含めて、やはり今までの活動の中においては財政の再生ということが主になってまいりまして、地場産業に対してのいわゆる関わり方が大変少なかったのではないかという思いがあります。当然、そこにおられる各企業の方々には、例えば工業団地に入ってい

る方々も光通信などの設備がないことに対してかなり不自由を感じられております。

そういうことも含め、いろいろな聞き取りをしながら、何が課題なのか、夕張の再生に向けて何が必要なのかを、その企業の中の話し合いにおいてしっかりと聞き取りを進めることをまず私は考えていただきたいと思っております。

今、進出してきた企業の方々が夕張に満足をしていないという状況は、次なる企業への誘致への弾みには決してならないと思っておりますので、住宅整備をはじめ、これらの関係設備について国、道に財政の問題だけではなくて、システムも含めていろんな形での多角的なお願いがこれからさらに必要かと私は思っておりますので、その辺においても力を入れていただきたいと思っております。これは思いです。

これは課題として市長に押さえておいていただきたい。早急にこれらの対応について、それらの関係機関と集まる機会をもっていただきたい、このように思っておりますが、いかがでしょうか。

●議長 山本勝昭君 市長。

●市長 藤倉肇君 ただいまの角田議員のご意見ですけれども、私も振り返りましてここ 2 年は財政の再建ということに大きな軸足がありまして、今年からはご存じのように財政の再建はもちろんですけども、地域おこしということに自分のスタンスを変えていくとか、そこに軸足を置くということを表明しましたけれども、まさにそういう中で今、地場企業の皆さんが大変ご苦労されていることは承知のとおりです。

そこで、私は前も意見を申し上げましたけど、もちろん地場企業の方々が過去の経験から、過去の歴史現状の中で自分たちがどのように立ち上がっていくのかという、そういう自主的な考え方、当然お持ちでございますけれども、それが大事なことで。

ただ、それだけでは今の状況ではいきませんので、私は夕張に進出して来られている企業。非常に元気な企業がたくさんあります、ご承知のとおりです。

地場産業と夕張に進出して来てくれている企業、

これは相互で何ができるのか、またお互いに力をここで出し合う、意見を出し合う、そういう意味で角田議員がおっしゃるように、そういう地場、そして進出企業の方々が集まっているいろいろな知恵を出し合う場。すでに、ご承知のように夕張観光プロモーションであるとか、夕張産業に関するそういう経済界の動きもあります。そういう集まりの中で、行政も参画していろんな意見を聞いて、その中で先ほどありました国や道の制度を活用できるものがあれば、また何とか活用できないのか、夕張市のこの問題に対して。そういうことも一緒になって考えながら、必要に応じて道や国に対して積極的にそういう行動を起こしていきたいと、このように考えているところでございます。

●議長 山本勝昭君 角田議員。

●角田浩晃君 市長のおっしゃるとおり、連携しながら情報交換することで各企業が共通の仕入れ等にあれば、共同でするなどのいろいろないい面が出てくると思いますし、自分にはできないけどあなたの会社はできないのかというような形での連携は本当に必要なことと思っておりますので、ぜひそういう形で会議を進めていただきたいと思っております。

それでは 2 点目にまいります。

国や道の産業振興制度について、本市における有効活用がなかなか図られていないということについて、このことはほかの自治体で同じ業をする人たちに完全にその時点で遅れをとっているという不利な条件下に置かれているという現状がございます。

これは、それだけでなく厳しい状況下にある事業者に対して、ほかのまちでは当然受けられる、使い活用のできる制度が活用できていないという、これはある種不平等な条件になっております。これを早急に取り進めることは大変重要なことと思っておりますし、これら産業基盤の中核的な役割を担っている商工会議所についても同じことが言えます。

今、商工会議所では年に 2, 300 万円ほどの北海道からの助成を受けております。これは、公的な役割を果たす団体として認知されている商工会議所とい

う組織に対して、産業振興に関わるものということで年間 2,300 万円という費用が商工会議所に出されております。財政破綻前の夕張市も 740 万円ほど、会議所に毎年補助金として出資していたところであります。これが破綻以降、ゼロです。740 万円の補助をいただいていた、今本当にこれから産業振興の中核的役割を果たす機能として重要な役割を果たすところに対して、本市は今ゼロなんです。

福祉に関わるいくつかの部門においては再生計画において補助金等が復活したという事例はございましたが、産業振興に関してはまったくそこら辺の配慮がなされないまま、実は計画がまとまってしまったという状況にあります。

これらの状況を踏まえて、私はどうしても産業振興をもってしてこのまちは自立に向けて立ち上がるんだという、この必要性からすればやはり国、道に対しても、これらほかの自治体では商工業者の振興のために商工会議所に対して補助金を出していますし、北海道も 2,300 万円という現在も出している。こんな状況の中で、夕張市のそれまであった 740 万円がゼロの段階であるというとても厳しいを乗り越えた、実質的には企業として生き残っていけないという現場の叫びを私も聞いておりますし、これについては補助金がいいのか、事業として、仕事として何かを作り出すのがいいのか、どちらにしても運営が滞ることがないように何とか考えていかなければならないという課題があります。

この辺について市長はいかがでしょう。

●議長 山本勝昭君 市長。

●市長 藤倉肇君 ただいまのご意見でございますけれども、今おっしゃるとおり私は今回の再生計画におきましても市民の生活を守る必要最少限度の項目を折り込んだと、こういうことにしておりますけれども、しかしよく考えて見ますと、夕張市を再生させるためにはただいまお話ありましたように産業、経済産業、ここの基盤がしっかりしないと、今言う市民生活を守る最少限度の環境整備ができない。逆に言う、市民生活を折り込んだそれだけでは継続的

に市民の安全安心を守れるわけでない。基本となるのは産業経済。そこに視点をあてていかなければいかん。これはごもっともであります。

その中で、具体的なご意見の中で、ご承知のとおり産業振興とかいろいろやる中において市町村が負担する分の支出があるわけです。その補助スキームにおいて夕張が破綻したから出せないんだということであれば、そういう産業振興いろんなことがあっても夕張は活用できない状況にあるのも承知しております。

そこで、今角田議員もおっしゃるように、そういう産業振興でいろいろな国の支援補助制度を使えるように、国の制度の改正とか規制の緩和、特に私の方は市の財政負担軽減に資する、夕張市が出す部分、これを軽減する部分、もしくは夕張が出すその部分が抑えられても国が何とかならないのかという、そういうことに関してもこれから道や国に対していろいろ相談していく方向でなけりゃいかんと、そのように考えております。

●議長 山本勝昭君 角田議員。はい、市長。

●市長 藤倉肇君 商工会議所、大変夕張の商工業界の発展に寄与されておりますことは本当に申すまでもありません。740 万あった夕張市から助成金が今ゼロだと、これで果して商工業界をまとめてやっつけていけるのかと、これはご指摘のとおりであります。

しかし、ただいま申し上げましたように、今回の再生計画の中には市民の生活維持のために必要最少限度という中での枠組みでありますので、私は決して今の商工会議所の分を帳消しではありませんけれども、それらを十分配慮しながら今、再生計画をスタートを切りました。この中で、何らかの方法で夕張の事情をわかってもらわにゃいかん。それには議員がおっしゃるように、もちろん国からの、道からの支援も仰ぎますけれども、夕張市として、夕張市ということは行政として、夕張全体として、商工業と行政ともろもろの中で何かそれを打開する道はないのかということも検討しながら対応していきたいと、このように思っております。

●議長 山本勝昭君 角田議員。

●角田浩晃君 認識としてはそのように思っていただければ、速やかな対応ができるようお願いしたいということで要望としておきます。

それでは3点目に移ります。

これから進めるべく企業誘致、企業誘致にはいろいろあるかと思いますが、特に先ほど島田議員の質問の中にもありました公共施設、また学校が特に大きいんですが。これらの活用も含めて産業と結びつけることができないのかという観点で、再質問させていただきたいと思います。

あの施設はもともと学校であります。今、国が抱える課題の中にも介護職員の不足の中で、外国人、特にアジア方面が多いらしいですが、外国人を日本に招き入れてまで、そしてそこで日本の法律に則った資格を取らせてまで人を増やそうという動きがあります。その中で、日本語もわからない方が日本の国家試験を取っていくという、実情にはとても高いハードルが置かれております。

夕張では学校、これから中学校は先ですが、小学校も含め、学校としてそのまま使える状況の建物が点在していくことになると思います。

これら国の抱える課題のお役に立つ状況の中で、日本語教育をするようなそういう場所として、まず夕張へと。大勢の人を迎えて、そこで日本語をしっかり覚えていただいて、そして介護職員としてしっかりと日本の役に立っていただけるような、手順を踏むような提案をされたらいかかなと、私はひとつ思っております。

それとともに、毎回私が言うところでありますが、養護学校という学校があります。知的、身体も含めいろいろありますが、高等養護学校までは社会として整備してございます。ただ、それを越えた段階になると、卒業という格好になると一般的な高校生であれば社会に出ていくことはごく自然なことと思われませんが、障害を持っている方々はそこから、現状を言うと社会に放り出されているのが現状であります。受け入れ先のない方は親元に帰るよりしようが

ない。親はその子の将来まで看取ることを覚悟しなけりゃならないという大変厳しい状況があります。

こういうことにも含めて、やはり夕張はあの施設等を活用して社会のそういう困っている人たちのお役に立つという方向も含めて、ぜひ提案していただきたい。まあ、この2点です。

私の思い込みもありますが、市長のご感想を聞かせていただければと思います。

●議長 山本勝昭君 市長。

●市長 藤倉肇君 感想ということでございますので。

私も今、夕張に企業誘致することは当然であります。誘致の方法の中で先ほど言いました夕張の持てる資産を活用しようと。その中で一番大きな学校ですね、学校も大きな空き家です。その学校をどう活用するか。

ご承知のように、一般企業に貸す、または公共に貸す、売却する、いろいろありますけども、今、角田議員がおっしゃるように、夕張でどう使ってもらいたいのかということも、ご自由にどうぞじゃなくて、どう使ってもらいたい。それは、例えば今お話しがあるように養護学校卒業されて、さて就職どこに求めるのか。夕張から地方へ出るということはこれまた困難。そうすると、夕張の中で何とか関連して卒業して、そこで何かできる仕事がないのかと。そういう中で、その器として学校跡というのは非常に有効じゃないのかと思います。

したがいまして、これ感想ということで求められましたけれども、私も企業誘致、学校活用の中で、議員がおっしゃられたそういうことをやはり心に受け止めて、そういう活動をしてまいりたいと、このように思っております。

●議長 山本勝昭君 角田議員。

●角田浩晃君 今、市長の思いと私の思いはそう変わらないと思っております。

その中で、夕張の高等養護学校に限ったことではなくて、特に都市部の大きな学校になりますと一遍に卒業するんですが、その後の進路が決定している

子というのは障害の軽い子であったり、いろいろな職業支援の延長戦に乗られる方々は、それはそれで自活に向けてやっていただくことは重要なこととと思っています。

ただ、そうでない重い方もたくさんいられるのも事実でありますので、学校という施設の中で広さといい、比較的平らという意味合いも含めて、いろんな意味合いでやさしく受け入れていける環境は整っているのかと、私は思っておりますので、そういう提案もぜひしていただきたいと思えます。

これらの今言ったような形で学校が使われていくこと、これは地域住民にとっても私は大変喜ばしいことだと思いますし、あの大きな施設が使われずに残ることにおいては、これは壊し代も含めて大変、負の遺産と化してしまいます。もう負担ということになっていきますので、速やかに建物が老朽化しないうちに、中の設備がそのまま使えることの中で手を打つこと、そのことが重要と思えますので、これからいろいろと検討していただきたい、こういう要望をもちまして質問を終わります。

ありがとうございます。

●議長 山本勝昭君 要望ということでございますけど、前向きにご検討いただきたいということでございますので、よろしく願い申し上げたいと思えます。

以上で角田議員の質問を終わります。

次に、加藤議員の質問を許します。

加藤議員。

●加藤喜和君 大綱質問として、住民自治基本条例について1点のみ質問するその意味も含めまして、始めに若干申し上げたいと思えます。

市長も私たち議員も今任期の最後の1年ということになりました。これまでの3年間は財政再建計画と同時にスタートした期間でありまして、夕張の再生がなかなか見通せない状況の中で多くの困難がありました。市民の協力のもと何とか再建計画を実施してきたところだと思います。市長としてもその心境、何とかやってきたんだなど、そういう思いで

あるのかなというふうに思います。

いよいよ4月から新たな財政再生計画のもと、さらに17年という長きにわたる歩みをする決意を私たちは今回行ったところであります。

この計画は市民には必ずしも満足いただけたものとは思いませんけれども、夕張再生のための新たな項目も盛り込んだものであるというふうに思っています。この間の市長はじめ、理事者職員のご奮闘に心より私の方からも敬意を申し上げたいというふうに思えます。

しかし、今計画の最後の部分にも触れております、財政の再生に必要な事項ということで盛り込んでいた例えば期間短縮を含めた、そして今日各議員、昨日も含めて各議員の論議、質疑ありました多くの課題は残されています。

私も議決の際に賛成する立場で申し上げましたが、一緒に作り上げた一人としての自覚のもとで今後も議会活動を進めてまいりますので、市長、理事者各位の引き続きのご努力をお願い申し上げます。

それらの課題や夕張再生を確かなものとするためにも、今こそまちづくりに向けた市民と行政と議会の普遍的な理念、決まり、これまでの検証の中から作りあげなければならないというふうに考えています。この意味からも、私もその実現を目指している、先ほど言いました住民自治基本条例について市長とともに、その必要性を確認し合いたいと願い、3点の要旨に分けて順次質問をさせていただきたいというふうに思えます。

この住民自治基本条例は、法律で規定されているものでもありませんし、制定している自治体でもその名称も内容も違い、定義付けされているものではありませんけれども、自治体のまちづくりの最高規範条例、いわゆる自治体の憲法というふうに言われています。

1点目として、この条例についてどのような認識を持ち、その必要性を感じておられるか、市長のお考えをまずお聞きをしたいと思います。

市長の方から必要性がないというふうに言われま

すと、次の質問の意味がなくなるんですけども、そういう意味では前向きなご答弁をいただきたいというふうに思います。

必要性があるという前提でお話をさせていただきますが、2 点目として財政再生計画を進める夕張だからこその他の自治体とは違う、その定義付けが必要と考えます。

財政再生計画の最後の文章に、財政の再生に必要な事項という中にも情報公開の推進による透明性の高い行財政の運営に努めるとともに、市民の参加や民間活力の導入など協働によるまちづくりを目指す、こういうことが明記されました。そして、今回の市政執行方針でも財政悪化を招いた要因のひとつは情報公開と共有の不足にあると、市長もその認識を示されています。

私も、情報の公開や共有、市民参加や協働なども含め、財政破綻を招いた行財政運営のどこに問題があったのか、これまでのまちづくりの行政運営制度が明確化されていたのかなど、私の反省も含めてしっかりと検証し、その上に立って財政再生計画とその課題を確実なものとする、夕張だからこそのために制定するのかをしっかりと定義付けする必要があると思いますが、市長としてどのように考えておられるか伺いたいします。

次に、最後になります 3 点目として、条例の基本理念や盛り込むべき基本的な事項についてお聞きいたします。

これからのまちづくりは、市民福祉を目指す市民主権の市政推進であり、市民がどう参加し、参加意識も含めて納得していくかが重要で、その前提として行政の情報公開と市民とその情報の共有が欠かせません。そのための普遍的な制度、機能をこの条例に具体的に示し、最高規範条例として私どもは追求し続けることだと考えます。

さらに、これを具体的に進めるためにも個別条例の制定や制度、政策も示さなければなりません。

制定に当たって、今、再生団体であるがゆえに何点かの課題もあるのではないかとというふうに私自身

思っていますし、その課題解決が私自身できているわけではありません。

再生計画のもとでまちづくりを進める上で、市長が現状で考えておられることについてお聞かせいただきながら、私もこれまでの考え方を提起しながら若干質疑を深めたいというふうに思っています。

そういう意味で最初の質問を閉じさせていただきますので、よろしくご答弁いただきますようお願い申し上げます。

●議長 山本勝昭君 市長。

●市長 藤倉肇君 加藤議員のご質問にお答えいたします。

住民自治基本条例に関するご質問でございますが、まず住民自治基本条例は地域課題への対応やまちづくりに関して、誰がどのような役割りを担い、どのような方法で決定していくかを明らかにするものであり、いわば自治体の仕組みの基本ルールを決め、住民自治に基づく自治体運営の基本原則を定める条例であると認識をしております。

また、この条例は自治体の憲法とも言われており、その条例の制定と運用に当たってはまちづくり条例やまちづくり基本条例、行政基本条例など様々な名称をもって各自治体において進められていると承知をしております。

多くの自治体では、情報の共有や市民参加、協働などの自治の基本原則、自治を担う市民、首長、行政、議会のそれぞれの役割りと責任、計画策定や審議会等への市民参画や住民投票など、自治を推進する制度について定めております。

本市にあっては、財政再生計画の策定に当たって旧計画である財政再建計画の課題点などを踏まえ、市民により明確な情報の提供を行いつつ、市民からの意見、要望を可能な限り反映できるように努めながら、市民の計画策定への参加意識の高揚を促してきました。

本市の将来に向けてのまちづくりに当たっては財政再生計画が基本ではありますが、計画の中で具体化されていない部分が多くあることも踏まえ、その

方向性、将来像を明らかにしていく必要があると
考えております。そのためには、住民自治基本条
例の制定もその方法論のひとつであると認識して
おります。

財政破綻を招いた要因の検証に関して、行政ル
ールのお話がありました。このことに関しては単純
に行政運営の問題として片付けられないものが
あり、その検証は非常に複雑な要因分析にな
らうかと思っております。

しかし、市政執行方針においても述べさせて
いただいたとおり情報公開と共有の不足があ
ったことは事実であり、このことも大きな要
因のひとつであることを認めなければならない
ものと感じております。

したがって、今後、財政再生計画の実行に
関しても、市民生活に密接に関連する部分
に関する情報提供と共有をさらに進めてい
かなければならないものと考えております。

条例の制定に当たっての定義は定められて
おりませんが、市政運営やまちづくりの方向
性、将来像、市政への参加権、情報公開請求
権などの市民の権利、首長、議会、職員の
義務と責務、そして市民の生活権と責務、
住民参加の手続き、仕組み、住民投票の
仕組み、市民協働の仕組みやNPOへの支
援等多岐にわたる内容から構成されてい
るものであり、他の施策や条例、財政再生
計画との関係や改正、見直しの手続きが
ここに加わってくるものではないかと考
えます。

これから地域の再生と新たなまちづくり
をどう進めていくかという視点に立てば、
従来の行政主導型ではなく、そこに市民
の積極的な参画が不可欠であります。ま
た、行政と議会の義務、責務を明らかに
することで、より密度の濃い議論や透明
性を確保することにもつながります。

行政は、市民の代表である議会への説明
責任をしっかりと果たし、議会はそれを
受けて市民への説明と意見や要望収集を
積極的に実施していくという本来の自治
の仕組みと流れを確固たるものにするこ
とで、市民の市政への参加意識も向上
していくものと

思いますし、そのことが新たなまちづく
りに関して、市民の参画と協働をより高
めていくことにつながるものと考えて
おります。

他自治体が制定、実践している住民自治
基本条例をモデルとしつつ、本市の実態
に即した条例のあり方について議会から
の積極的なご意見も頂戴しながら、行
政、議会、市民がそれぞれの立場で今
後検討していかねばならないものと思
っております。

以上でございます。

●議長 山本勝昭君 加藤議員、再質問
ございますか。

加藤議員。

●加藤喜和君 最初の質問で心配してい
た部分は払拭されまして、市長も今お
話された認識の部分で基本的に私の思
いと同じに判断をさしていただけて
ますし、その必要性についても方法論
のひとつであるということでお話をさ
れましたし、検討していかねばなら
ないことだということでご答弁をい
たいただきました。

これ本来、私が今期議員に出たときに、
やはり破綻した状況の中で何が原因
だったのか、先ほども市長の方で
検証というのはなかなか難しい。い
ろんなことが重なり合って、こうな
ってきたんだということで、ま
ったく私もそのとおりだと思います。

そういう中で、この住民自治基本条
例、いわゆる行政も市民も議会も
含めたまちづくりを進めるための
ルールを作っていかなければなら
ないだろうと。例えば、誰が市長
になってもこれだけは守ってい
こうというルールを最低限決めて
いくべきだろうということで、私
も今期の住民自治基本条例をひと
つの目標としてきています。もう
すでに3年を過ぎていますから、
今後、議会を通じながら市長と
またさらに深い議論をさせていただ
いて、その方向を導き出してい
きたいと、その思いで何点か質
問、先ほど言いました私もいろ
いろ検討してきた部分も市長と
話し合いをさせていただきたい
と思っております。

それで、検証の部分で言うと、
これまでも市長と何度かや
ってきたつもりでございますけれども、
これを

論議するとなかなかこの本会議の中で結論できるものではないというふうに思いますけれども、先ほど来、市長も申されている情報の問題、市民がそこにどう関わってきたのかという問題、情報を共有するという問題、それらがひとつの大きな部分にあったのではないかとこのように思います。

情報が市民に徹底して届いていない、市民と議会が情報をしっかり共有し合っていない中で、市民に行政に参加をするということを行政が投げかけてもなかなかそれは参加に結びつかないんだというふうに思います。先ほど市長も、行政の説明責任部分も含めてそういう部分があったのではないかとこのように思います。

それと、これもちょっと市長の考えをお聞きしたいと思うんですけども、物事を進める中で、政策を進める中でどういう根拠からこういう提案をして、今後どういうふうに展開をしていくのかという説明があり、経過があり、そしてそれを結果として効果があったのかないのかという評価があり、その上でこの政策が必要なのか、今後ともするべきなのか、やめるべきなのか、そういう部分の検証というんでしょうか、政策の検証というのででき得たのかどうか。また、根本になります財政運営に関してもどうであったのか、また議会的に言うと監査機能が発揮されていたのかどうか等々、夕張の歴史的状況も含めて、先ほど言いました検証の中身というのか、問題点は多岐にわたるのではないかとこのように思います。

そこでひとつ、政策の提案と評価、これらについてちょっと市長の方の見解をお聞きしたいんですけども、例えば具体的な例を挙げた方がいいのかと思うんですけども、昨日、今日論議のありました道の駅というひとつの政策について、道の駅がいい悪いということではなくて、それを提案するときに、これがどういう情報に基づいて、誰が提案をして、その効果がどうなるのか、中身がどうなのか、法律に基づいてどうなのか、道の駅そのものが何に基づいてできているのか、やはり私も含めてまちづくり、

産業活性化については必要だというふうに認識は皆さん持っていると思うんですけども、そこに議会と納得をしてともにこういう道の駅にしていこうという論議を展開するためには、そういう提起のし方、論議のし方が必要ではないのかなと。

現実には、新年度予算で道の駅の論議をしてきますから、具体的な論議は予算委員会の方に委ねたいと思いますけど、ひとつの例として政策を掲げるときに、その論議のし方、それらについて提案のし方、説明のし方、それは説明責任にもなると思いますし、情報公開にもなると思いますし、行政の評価、点検にもなるのではないかとこのように思いますけれども、これは条例を作らなくてもできることではないかというふうに思うんですけども、そういう意味で市長の今時点での、条例に含めることは別としても考え方についてどうなのか。

昨日、マスタープランについて市民の声を聞くというふうにお話をされておりました。これがまさしく、これから基本条例に謳い込まなければならない文言だというふうに思います。市民の声をどう聞くのかというルールを作っていくのではないかと思います。

今言いました政策を提案するときに、どういう形で市民に説明をし、経過を報告し、そして検証していくか、この辺について1点、市長の方の考え方がありましたらお聞きしたいと思います。

●議長 山本勝昭君 市長。

●市長 藤倉肇君 答弁書から離れます。

まずひとつは、加藤議員が今述べられた中で、住民自治基本条例、これは夕張にとって必要なのかと。それから、必要とするならばかくあるべしと論点が波及してくると思いますけども、私は冒頭お話し上げましたように、今の夕張市の再生を図る上においては財政再生計画という基本はありますけども、それらに盛り込まれていないもの、またいろんな分野において、住民自治条例というのは夕張活性化のために市民と行政と議会とが情報公開し、コンタクトをとるために必要な方法のひとつであると、この

ように述べさせてもらいました。

私は、今ここで道の駅からちょっと離れますけども、まず基本自治条例を作るに当たっては、その準備、認識、いわゆる市民と行政と議会、この三つの部分がそれぞれ基本条例作成に当たっての認識が必要だと。

ちょっと大変言葉簡単で失礼ですけども、端的に言う行政はまず必要なことは首長、私のリーダーシップ、それがなきや駄目だ。それから、市民への情報公開の強化と共有、職員の士気高揚、職員の立案、実践能力の向上。こういうことをまず作る前に当たって行政としては心得なければいかんことだと。

それから、ちょっと大変はっきり言って申しわけありません。私の考える議会、市議会としては市民の代表としての自覚と行動、当然のことですが、申しのと通りの市民としての代表の自覚と行動、それから議会としての情報公開。議決に至るまでいるんなことについての経過などについて、協議、論議を住民に定期的に説明することが必要じゃないのかと。情報公開は行政だけじゃなくて、やはり議会としても大事なことなんじゃないかと。それから請願、陳情者への議会での意見陳述、それから議員間の自由な討議、それから市議会における行政側からの反問権、これは私の考えでございますよ。そういうもろもろもやっぱり必要じゃないのかなと。

それじゃもう一方、市民の皆さんはどういうことが必要なのだろうか。まず、市民の皆さんは自分たちのまちは自分たちで守り、高めるんだという、そういう意識改革。もっと失礼な言い方なるかもしれませんが、もしあるとするならば依存体質をやっぱり改革しなければいかんと。それから、行政参加、協働への意識改革。まず、自分たちの生活に関わるものは率先して自分たちが行政参画していくんだ。行政がやる、議会が決めるんじゃないで、市民の皆さんも積極的に参加してもらいたい。

それから、あえて言い直せば、市長も議員もこれは地域の代表じゃなくて、市民の代表なんだと。この地域にいる市民の代表だと、こういうことをやは

り持つことが大切なのではなからうかと。そういうことを前提として、そういうことが非常に意識を改革し、そういうことが醸成されてきて、煮詰まってきた、その時点において、さてそれではその地方自治基本条例をどうやって作っていくのかと、こういうことを私は論議していくべきじゃないのかなと。

したがいまして、もっとと言及させていただきますと、ご質問に立たれた加藤議員は2007年5月の議会発足以来、最初に議長として記者会見で就任の時に、こういう自治基本条例を作るんだというようなお話をされました。それから2年経ち、3年、今、経ちました。それから、2008年4月には広報の中でも住民自治基本条例を2年以内に制定するということをしていましたが、今年は果たさなければならぬ年だと。2008年においては夕張以外のそういうサマースクールにおいても、夕張市の財政赤字なった原因と合わせて、こういう基本条例が必要であると論及されています。

さらに、2009年3月には議長を降りられまして、現議長との交替の中においても、この公約を果たせなかったことについては、今後は議員会長として継続して取り組み、また山本議長が代理でこれに関わっていくということもお話されております。非常に加藤議員の主張と思想、考え方には敬服しております。

したがいまして、私も勉強をしますけども、加藤議員、また議会のこの自治基本条例の作成に当たってはいろいろご提案いただきたいと。私どもが勉強するとともに、2年間、3年間検証されましたことについてぜひご支援を賜りたいということ、まず冒頭に申し上げておきます。

併せて、具体的な道の駅の話でございますけども、道の駅も今の論理からいきますと…。

●議長 山本勝昭君 いや。あの、市長。

その道の駅の件についてはまだ。そういう今、質問でないで。

●市長 藤倉肇君 失礼しました。

●議長 山本勝昭君 加藤議員、今の発言の中で

も何か再質問ありますか。

市長の思いが一方向的に今、話されたようなので。

加藤議員。

●加藤喜和君 基本的な事項の確認をする場だと思えますので、具体的に例を挙げてお聞きしました。

別に道の駅の良し悪しですとか、これからどうするんだというのを聞く場面ではありませんので、ひとつの例として話したほうがということで、行政の説明責任や情報公開や、そしてそれをどう政策的に検証していくことがやはり今、求められていることの基本条例の大きな部分ではないかというふうに私は感じているので、その辺の見解をお聞きしたんですけども、全部のやりとりをしますとなかなかどこにもない条例、決まりがないわけですから、それをここでなかなか論議しづらいし、市長も言うとおりに、今、議会の問題も含めて、市民のありようも含めて市長のご見識があるようですので、ぜひ今後ともその検討はしていきたいと思えますし、ご意見をということですから、全部の項目にわたって言いたいんですけども、それはなかなか難しいと思えますので、ちょっと1点になるのか別として、この条例を作るに当たって、特に夕張が再生団体になったというか、4月から入る中で、ほかのまちとは違う基本条例にしていかなきゃならないのかな。ならないというよりは、問題があるのではないかなというのが2点ほどありますので、私の方から一方向的になるかもしれませんが、市長の方の思いがありましたらお聞かせを願いたいというふうに思います。

先ほど市長が申されたとおりに、これは議会が詳しく説明をいただきました。スタートでありますけれども、市民と行政と一体になって論議して作っていかなければ何の意味もならないと。

議会だけで条例化して、はいできました、やりましょうという問題ではないというふうに思えますので、これが何で必要なんだというのを市民も含めて理解し合うことが一番大事だというのは、市長申されたとおりで、私もその意味で質問させていただきました。

それで、具体的に普通のまちですと総合計画があって、その政策の中で行政を推進していく予算を付けるということで、住民自治基本条例もそれに基づいて進めていくということだと思えますけれども、夕張の場合は4月から財政再生計画があると。

そうすると、総合計画と再生計画と、それを住民自治基本条例のルールでどういうふうにやっていくのかというのは、これはほかのまちにない大きな課題だというふうに思えますね。それがひとつ大きな部分があるだろうと。

私は、結論は出てないんですけども、総合計画というのはいろんな政策を掲げてこういうまちにしようという基本的な中で、政策的な制約があるものだ。逆に言うと、総合計画に書いてないことを今論議はできない。これは、総合計画にあることですからやりましょう。私がこうしてくれと言っても、これは総合計画にないですからできませんと。まず、総合計画直さなければ駄目ですよと、そういう制約なんだというふうに思います。

逆に言うと、再生計画は財源がなければできませんという最低限のルールだと思うんですね。その幅があるので、ただそう言っている中で夕張の今すぐやらなきゃなんないこと、総合計画にも書いてない、再生計画には規制がある、だけど今やらなきゃならない。例えば道の駅がそうだとすれば、道の駅をどうするんだ。道の駅は計画に入れましたけどもどうするんだというときに、やはり住民自治基本条例によるルールによって市民に理解をいただいて、議会と論議をして、じゃこれは検証の上でも効果があるんだからやりましょうということもしていかなきゃならない部分で、総合計画と再生計画と、その中で基本条例をどう生かすかということも、これはほかのまちにはないことをこれから決めていかなきゃならないのかなと思っておりますから、非常に難しい部分があるんでないかと私は思っています。

それと、もう1点。先ほども言ったとおりに、市民の理解も得ながら、市民も参画して作っていかなくちゃならない問題ですし、議会も当然主体的に進めて

いきやなきやならないという覚悟をしていますけれども、やはり行政の職員の皆さんがこれを作り上げたとしても、実際、ルールに則って進めていくものを作業的に進めていきやなきやならない。そういう面では職員に相当の負担がかかるんだと思います。

例えば、事業評価にしても一定程度の、これは何のためにやって、誰がして、法律的にどうなるか、ほかのまちではやっているのかやっていないのか、効果としてどうなるんだ、何年計画をするんだという、そういうのを全部羅列してこういう政策をしますという提案をしていかなきゃならないとすれば、相当の作業量になる。

逆に言うと、そのルールができると、これを示せば議会にいちいち説明しなくても、市民に説明しなくてもこれを見てくださいと。このルールに則って政策を作りまして言えば、それで終わるというわけじゃないですけども、ルールができればある程度スムーズに進むと思うんですけど、その間の職員の作業というのは並大抵のものではないというふうに私も思っています。

まして、基本条例を作ったとしても、それぞれの個別の条例も必要になってくると思います。情報公開とか個人情報保護ですとか、そういう条例はもうできていますから、その違いを整理するだけでいいんでしょうけど、新たな個別条例も作っていかなきゃならないのではないかというふうに思いますし、先ほど言いました政策、ルールの原則論も作っていかなきゃならないということでは、私が一番心配しているのは総合計画と再生計画の絡みと、職員がその作業していく上で相当困難な、今の職員体制の中でそこまでやりきれるのか。今、まちづくり再生に向かっていくのに、その事務作業までできるのか。だけどやらなきゃならない作業なのかなと。

決して議会が何もしませんと言うつもりはないんですけど、そういう課題があるのではないかというふうに思いますけれども、市長、その辺の課題、問題点。もし作るとすれば、作業に入るとすれば、そういう部分があるのではないかというふうに思いま

すけど、市長として今の時点でその辺の考えがもしおありであれば。

●議長 山本勝昭君 市長。

●市長 藤倉肇君 冒頭に申し上げましたとおり、夕張の活性、再生化のひとつの方法論としてあるということをお知らせしましたが、決してこれは不要であると私は申し上げておりません。本当に他自治体においても採用し、実績を挙げているところもたくさんあります。

しかし、本市においては冒頭に申し上げましたように、まずそれを作る前になすべきことがたくさんあるんだと、そういうこともあります。

したがって、加藤議員の申していることもよくわかりますので、ぜひひとつご見識のある中で市の方に対してこの作成に当たってのご提案をお聞かせいただければありがたいと思います。

●議長 山本勝昭君 加藤議員。

●加藤喜和君 要望がございましたので、議会の方から先ほど市長が全部記載をしていただいて、これまでの経過の報告もさせていただきました。

私も、常々その問題については残った任期の中でどうしなければならぬ、その意味を込めて今日、質問させていただきました。私的には行政も含めて今日がスタートだと思いますので、ぜひとも市長のご認識や必要性について語られました。

やはり、市長が申されるとおり、この必要性が市民も含めて実感をして作業に入っていくと。ですから、実感するためにはどういうことをすべきなのかという具体的な論議はしていかなければならないと思いますので、今後早急に私どももこのことに対しては議会としてこういう条例にしようということできちっと決めてるわけでもありませんし、これからの議会論議もしていかなきゃならないと思いますので、そういう意味では行政のお力を、先ほど言ったとおり、お力をいただかなければ前に進めない現実もありますし、まずもって市民も含めた参加をしていただければ、条例が制定しても意味のないことだというふうに思いますので、今後の論議を進めさ

せていただくことをご要望申し上げまして、終わらせていただきます。

●議長 山本勝昭君 要望でよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

以上で、加藤議員の質問を終わります。

以上で通告されました質問は全部終了いたしましたので、これをもって大綱質問を終結し、直ちに本 15 議案については行政常任委員会に付託をいたします。

お諮りいたします。

ただいま付託いたしました各議案については、会議規則第 45 条第 1 項の規定により、3 月 25 日までに審査を終えるよう期限を付けることにいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

昼食時間に入りますので、日程第 2 以降は午後 1 時からといたしたいと思っておりますので、その間、昼食休憩といたします。

午前 1 1 時 5 6 分 休憩

午後 1 時 0 0 分 再開

●議長 山本勝昭君 それでは、午前中に引き続き会議を続行いたします。

日程第 2、議案第 16 号夕張市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正について、議案第 17 号夕張市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、議案第 18 号職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正について、以上 3 議案一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

●副市長 羽柴和寛君（登壇） 議案第 16 号夕張市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正について、議案第 17 号夕張市職員の育児休業等に

関する条例の一部改正について、議案第 18 号職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正について、3 議案一括して提案理由をご説明申し上げます。

始めに、議案第 16 号夕張市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正についてであります。本案は平成 21 年の人事院勧告により月 60 時間を超える時間外勤務について、時間外勤務手当に支給に替えて代休とする時間外勤務代休時間が新設されたことなどから、国家公務員の制度改正に準じて条例を改正しようとするものであります。

次に、議案第 17 号夕張市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてであります。本案は仕事と子育ての両立を目的として小学校就学前の子を養育する職員が短時間勤務できるように条例を改正しようとするものであります。

次に、議案第 18 号職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正についてであります。本案は議案第 16 号による時間外勤務代休時間が新設されたことに伴い、関係規定を改正しようとするものであります。

以上、議案第 16 号ないし第 18 号の 3 議案一括して提案理由をご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 山本勝昭君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決にいたします。

本 3 議案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本 3 議案は原案のとおり可決されました。

●議長 山本勝昭君 日程第 3、議案第 25 号夕張市医療費給付に関する条例の一部改正についてを議

題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

●副市長 羽柴和寛君（登壇） 議案第 25 号夕張市医療費給付に関する条例の一部改正について提案理由をご説明申し上げます。

本案は、身体障害者福祉法施行令の一部を改正する政令の施行により新たに肝臓の機能障害が身体障害者認定基準に追加されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 山本勝昭君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長 山本勝昭君 日程第 4、議案第 26 号夕張市消防長の任命資格を定める条例の制定についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

●副市長 羽柴和寛君（登壇） 議案第 26 号夕張市消防長の任命資格を定める条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。

本案は、市町村の消防長及び消防署長の任命資格を定める政令の一部を改正する政令が施行されたことから、本市消防長の任命資格を定めるため、条例を制定しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 山本勝昭君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長 山本勝昭君 日程第 5、議案第 28 号空知教育センター組合規約の変更についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

●副市長 羽柴和寛君（登壇） 議案第 28 号空知教育センター組合規約の変更について提案理由をご説明申し上げます。

空知教育センターにつきましては、空知管内の教職員の研修及び研修にかかる調査、研究事務等を共同処理するための組合であります。このたび北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例の施行に伴う支庁名の変更並びに幌加内町の脱退に伴う組合規約の変更について、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 山本勝昭君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長 山本勝昭君 日程第 6、議案第 29 号指定管理者の指定についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

●副市長 羽柴和寛君（登壇） 議案第 29 号指定管理者の指定について提案理由をご説明申し上げます。

本案は、石炭の歴史村公園の管理運営について同公園内観光施設の指定管理者であります夕張リゾート株式会社が行うことにより、同公園内観光施設との一体的な有効活用が可能となるなど施設利用者の利便性が図られることから、同社を本公園の指定管理者として指定しているところではありますが、引き続き同社を指定管理者として指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 山本勝昭君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長 山本勝昭君 日程第 7、報告第 2 号ないし第 4 号、いずれも例月現金出納検査の結果について、以上 3 案件一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、この程度で報告を終わります。

●議長 山本勝昭君 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 1 時 09 分 散会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会 議 長 山 本 勝 昭

夕張市議会 議 員 新 山 純 一

夕張市議会 議 員 加 藤 喜 和